

民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法 [民活法]

1 . 案内情報

- 手続名 : 民活法特定施設整備計画の認定
- 手続根拠 : ・ 民活法第 4 条第 1 項 [認定]
・ 民活法第 5 条第 1 項 [変更の認定]
- 手続対象者 : ・ 民活法特定施設の整備を行おうとする事業者
・ 認定を受けた整備計画を変更しようとする事業者
- 提出時期 : 随時
- 提出方法 : 民活法第 4 条第 2 項に掲げる事項を記載した整備計画を作成し、下記の窓口 (特定施設が特定港湾開発地区に整備される場合には、管轄する地方整備局港湾計画課) に提出してください。
- 手数料 : なし
- 添付書類・部数 : 整備計画及び参考資料 (図面、収支計画等)
- 申請書様式 : 民活法第 4 項第 2 項に掲げる事項について整備計画を作成してください。
- 記載要領・記載例 : 詳しい記載要領及び記載例については、提出先となる窓口にお問い合わせください。

2 . 窓口情報

提出先 :

- ・ 国際会議場施設 (5 号口) 及び国際市民交流基盤施設 (5 号二)
: 総合政策局観光部観光地域振興課
 - ・ 旅客ターミナル施設 (6 号イ)、港湾業務用施設 (6 号口)、港湾文化交流施設 (6 号ハ)、臨海部活性化施設 (6 号ニ)、港湾交流研修施設 (6 号ホ)、港湾環境創造支援施設 (6 号ヘ)
: 各地方整備局港湾空港部港湾計画課等
 - ・ 特定高度情報化建築物 (7 号二)
: 住宅局建築指導課
 - ・ 物流高度化基盤施設 (1 1 号イ)
: 総合政策局貨物流通施設課及び海事局港運課
 - ・ 大規模都市鉄道新線多目的旅客ターミナル施設 (1 2 号)
: 鉄道局 財務課
 - ・ 輸入促進高度化施設 (1 5 号)
: 総合政策局貨物流通施設課
- 特定都市開発地域において整備される特定施設の認定は都市・地域整備局都市計画課 (5 号ロ二、7 号イ二、ロ二、八二、1 1 号イ、1 2 号、1 5 号施設は除く) 特定港湾開発地区及び特定都市開発地区・特定港湾開発地区のダブル指定地区内において整備される特定施設の認定は各地方整備局港湾空港部港湾計画課等。

詳細は別表をご覧ください。

受付時間 : 提出先にお問い合わせください。

相談窓口：国土交通省（03 - 5253 - 8111）

総合政策局 貨物流通施設課	（内線25 - 333）
観光部 観光地域振興課	（内線27 - 213）
都市・地域整備局 まちづくり推進課	（内線32 - 533）
都市計画課	（内線32 - 665）
住宅局 建築指導課	（内線39 - 538）
鉄道局 財務課	（内線40 - 512）
海事局 港運課	（内線43 - 634）
港湾局 民間活力推進室	（内線46 - 465）
北海道開発局 港湾部 港湾計画課	（011 - 709 - 2137）
東北地方整備局 港湾空港部 港湾計画課	（022 - 716 - 0006）
関東地方整備局 港湾空港部 港湾計画課	（045 - 211 - 7416）
北陸地方整備局 港湾空港部 港湾計画課	（025 - 265 - 7781）
中部地方整備局 港湾空港部 港湾計画課	（052 - 651 - 6475）
近畿地方整備局 港湾空港部 港湾計画課	（078 - 391 - 8361）
中国地方整備局 港湾空港部 港湾計画課	（082 - 511 - 3905）
四国地方整備局 港湾空港部 港湾計画課	（087 - 832 - 5782）
九州地方整備局 港湾空港部 港湾計画課	（0832 - 24 - 4126）
沖縄総合事務局 開発建設部 港湾計画課	（098 - 860 - 1214）

3. 手続き情報

審査基準：民活法第4条第3項
標準処理期間：認定6週間、変更の認定5週間
不服申立方法：（行政不服審査等の規定による）

国土交通省内民活法特定施設所管部署

	基本種別			認定種別			
	基本部分	特定都市開発地区 区関連	特定港湾開発地区 区関連	一般世帯	特定都市開発地区	特定港湾開発地区	指定地区
1~号	-	まちづくり推進課	-	-	都市計画課	-	-
号(八)	-	まちづくり推進課	港湾局	-	都市計画課	港湾局	港湾局
号(二)	観光部	観光部	観光部	観光部	観光部	港湾局	港湾局
号	港湾局	-	港湾局	港湾局	-	港湾局	-
号(口八) 你	-	まちづくり推進課	港湾局	-	都市計画課	港湾局	港湾局
号(仁口八)	まちづくり推進課	まちづくり推進課	まちづくり推進課	-	住宅局	港湾局	港湾局
号	-	まちづくり推進課	港湾局	-	都市計画課	港湾局	港湾局
号	-	まちづくり推進課	-	-	都市計画課	-	-
10号	-	まちづくり推進課	港湾局	-	都市計画課	港湾局	港湾局
11号イ	貨物流通推進課	貨物流通推進課	貨物流通推進課	貨物流通施設課	貨物流通推進課	港湾局	港湾局
11号ロ	-	まちづくり推進課	港湾局	-	都市計画課	港湾局	港湾局
12号	鉄道局	鉄道局	鉄道局	鉄道局	鉄道局	港湾局	港湾局
13号	-	まちづくり推進課	-	-	都市計画課	-	-
14号	-	まちづくり推進課	-	-	都市計画課	-	-
15号	貨物流通推進課	貨物流通推進課	貨物流通推進課	貨物流通施設課	貨物流通推進課	港湾局	港湾局
16号	-	まちづくり推進課	-	-	都市計画課	-	-
17号	-	まちづくり推進課	港湾局	-	都市計画課	港湾局	港湾局